

東京藝術大学
授業料改定にともなう修学支援奨学金（給付型）
令和3年度 申請要領

1. 目的

経済的な理由により授業料の納付が困難な者を対象に修学支援奨学金を支給することにより、本学への進学及び修学の継続を支援する。

2. 対象

改訂後の授業料を納付する学部1・2年生および大学院生で、本学の授業料免除申請の対象となる家計基準の者、または、それに準ずる者で以下の項目にすべて当てはまる者。（令和3年度は学部1・2年生および大学院1・2年生が対象となる。）

- (1) 当該奨学金を申請する期に、本学の授業料免除を受けていない者
- (2) 他の奨学事業から、授業料として奨学金の給付を受けていない者
- (3) 規則により授業料を徴収していない学生（国費留学生等）ではない者
- (4) 社会人学生（企業や地方自治体から派遣されている、教育公務員特例法の大学院修学休業制度を活用して修学している等／休職中を含む）でない者。
- (5) 性行不良により、懲戒処分等の対象となっていない者

3. 奨学金

1人半期 5万円 ※返還義務なし

4. 応募方法

- (1) 授業料免除と併せて申請すること。授業料免除を申請せずに、修学支援奨学金のみ単独で申請することはできない。
- (2) 希望者は、授業料免除申請書の「修学支援奨学金申請欄」にチェックの上、授業料免除申請に必要な書類をそろえ、授業料免除の申請期間内に提出すること。

5. 選考方法

採用者は、授業料免除に準じた家計基準で選考することとし、学生支援室会議の意見を参考として、学長が決定する。

6. 奨学生に採用された後の手続の流れ

- (1) 奨学生の選考結果は、授業料免除と同時期に本人宛に通知する。
- (2) 奨学金は、受給者名義の預金口座に送金する。採用決定の通知を受け取ったら指示にしたがって振込口座の登録を行うこと。
- (3) 奨学金は、前期分は8月末まで、後期分は12月末までに登録された口座に振

り込まれる予定。
※手順・スケジュール等に変更があった場合は、その都度案内する。

7. 奨学生の資格の喪失

○奨学生が以下のいずれかに該当したと認められた場合は、その資格を喪失する。

- (1) 休学し、授業料の納付が必要なくなったとき
- (2) 退学または除籍となったとき
- (3) 懲戒処分を受けたとき
- (4) 辞退を申し出たとき
- (5) その他奨学生として適当でないと認められたとき

○奨学生が資格を喪失した場合は、当該学期に受給した奨学金を返還しなければならない。

○奨学生が資格を喪失した場合は、補充採用を行わない。

<問い合わせ先>

学生課奨学係

E-Mail. syogaku@ml.geidai.ac.jp